平成２７年（フ）第１０５号
名古屋市南区元柴田西町１丁目１番地　柴田荘１棟801号
債務者　安藤しのぶ（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　憲幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成27年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２２号
京都府相楽郡和束町大字南小字川口20番地の１、住民票上の住所京都府木津川市加茂町里東里33番地１
債務者　但馬　　譲
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　千春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2422番地の１304号
債務者　妹尾　寿訓
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　美絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３号
堺市東区丈六149番地　アーバンヴィラ登美丘205号
債務者　藤原　伸造
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
京都市東山区祇園町南側570番地128
債務者　太田　磯次
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
京都市東山区祇園町南側570番地128
債務者　太田　伸子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
島根県益田市高津１丁目29番11号
債務者　世良　健心
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第１６１３号
札幌市西区二十四軒４条４丁目１番29号コーポライフ24軒Ｎ一102号
債務者　橋本　喜治
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　光宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
北海道釧路郡釧路町河畔４丁目48番地
債務者　ラビッツ釧路こと　高嶋　牧夫
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３８号
横浜市戸塚区前田町511番地２　前田ハイツ２棟244号
債務者　藤村　直子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１４５号
名古屋市瑞穂区高田町２丁目15―１　シャルム瑞穂103号、住民票上の住所名古屋市港区本宮町６丁目４番地の１　ラ・シャティエール１Ｃ号
債務者　日野　達弘
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　都
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地263
債務者　占部　能久
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
岐阜県大垣市三津屋町１丁目58番地　ベルフット108、住民票上の住所岐阜県大垣市小泉町394番地
債務者　長谷川釉子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍋**口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
静岡市清水区真砂町５番23―1104号、旧住所大阪市住吉区我孫子３丁目３番33号　ＴＭビル601号
債務者　野口　真吾（旧姓唐崎）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県郡上市白鳥町白鳥1032番地２、前住所岐阜県安八郡輪之内町里605番地の７
債務者　大久保小百合
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　和則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７号
岩手県奥州市水沢区東大通り２丁目４番31号、前住所岩手県奥州市水沢区字日高小路24番地３　カーサ白梅Ｄ棟102号室
債務者　菅野　利一
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
盛岡地方裁判所水沢支部